

早版！改正法

前編

～年金法は法改正でこう変わる～

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



社会保険労務士試験は、どの科目についても毎年多くの法改正事項があるのが特徴です。再受験の人は、基本テキストの内容を少なくとも一度はインプットしているのですから、来年度試験で変わる改正点だけをまとめて押さえておくことで学習を効率化できます。今月号では、7月までに改正が決まっている事項を先取りしてお伝えします。



2018 年金法改正の概要

🎧 「特集1」00イントロ

内 容	重要度	施行・変更日
改正 I 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給資格期間を、25年→10年に短縮。	★★★★	平成29年 8月1日
改正 II Iの措置を受け、寡婦年金、遺族基礎年金及び遺族厚生年金等に所要の措置を講じた。	★★	
改正 III 第1号厚生年金被保険者について、保険料率を1,000分の183に水準固定。	★★	平成29年 9月1日
改正 IV 確定拠出年金（DC）の掛金拠出単位及び拠出限度額を、企業型DC・個人型DCとも月単位から年単位に変更。	★★	平成30年 1月1日
改正 V 国年法及び厚年法のマクロ経済スライドにつき、キャリアオーバー制度を導入。	★	平成30年 4月1日

**改正
I**

**老齡基礎年金及び老齡厚生年金の受給資格期間を、25年
→10年に短縮。**

★★★



- ①平成29年8月1日以降、老齡基礎年金又は老齡厚生年金(60歳台前半の老齡厚生年金を含む)の受給権を新たに取得するものについては、保険料納付済期間+保険料免除期間+合算対象期間≥**10年**で受給資格を満たす。(★★★)

やまちゃん先生の**分かりやすい法改正ポイント**～本試験ではココが狙われる～

♣改正前後を比較すると?

改正前 (平成29年7月31日以前)	改正後 (平成29年8月1日以後)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険料納付済期間</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険料免除期間</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">合算対象期間</div> ↓合計が… <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">25年以上</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">受給資格期間を満たす!</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険料納付済期間</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険料免除期間</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">合算対象期間</div> ↓合計が… <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: black; color: white;">10年以上</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">受給資格期間を満たす!</div>

♣試験対策上、注意したいポイント

- 受給資格期間(10年)の算定は、**合算対象期間**を加えて判断することは変更ありません。極端な例ですが、改正後は、保険料納付済期間1月+合算対象期間119月=120月(10年)でも、受給資格期間は満たします。
- なお、**老齡基礎年金及び老齡厚生年金の支給額**の計算ルールは変更がありません。したがって、保険料納付済期間、保険料免除期間及び厚生年金保険法の被保険者期間の月数の長短に応じて年金額が決まります(このセクションの③で説明します)。
- 改正前は、原則25年以上の受給資格期間について、生年月日、被用者年金制度の加入期間及び中高齢者の厚生年金保険の被保険者期間に応じ、「**15年～24年**」とする**受給資格期間の短縮特例措置**がありました。これら短縮特例措置は、受給資格期間が10年以上となったことにより、**老齡基礎年金及び老齡厚生年金には適用される余地がなくなりました**。ただし、**長期要件**による**遺族基礎年金及び遺族厚生年金**には、なおこの特例措置が適用されますので、**皆さんがよく語呂で覚えるあの表を忘れていいわけではありません**(次のセクションの**改正II**で、説明します)。